

安全保障法制改定法案の衆議院での可決に抗議する会長声明

- 1 2015（平成27）年7月16日、衆議院において、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法案及び新規立法である国際平和支援法案（以下併せて「本法案」という。）の採決が強行され、可決された。
- 2 本法案が、憲法前文及び憲法第9条に違反し、かつ、立憲主義の理念に反することについては、2014年（平成26）年7月1日の集団的自衛権の行使容認を内容とする閣議決定以来、当会においても再三指摘してきたとおりである。
- 3 本法案の制定に対しては、国民の反対意見も根強く、8割以上の国民が今国会での成立に反対している。実際に、当会管内の地方議会においては、本法案に対する慎重審議を求める意見や、廃案を求める意見も出されている。また、多数の憲法学者も本法案の合憲性についての疑義を表明している。しかも、本法案の審議においては、政府により従前の憲法解釈を変更することに関しての真摯な説明がなされたとは到底言い難い。それにも関わらず、本法案は衆議院において採決が強行されて可決に至ったものであり、このような事態は、議会における自由闊達な討論に基づく政策決定を旨とすべき議会制民主主義の価値を損なうものと評価せざるを得ない。
- 4 よって、当会は、本法案の衆議院における採決の強行に強く抗議し、本法案を参議院において廃案とするよう強く求める。

2015（平成27）年7月21日

釧路弁護士会

会長 阪口 剛